

## 自己負担金1割の場合

	訪問リハビリテーション(要介護) 1回 20 分につき		介護予防訪問リハビリテーション(要支援) 1回 20 分につき	
	利用料金	自己負担金	利用料金	自己負担金
基本料金	3,132 円	314 円	3,030 円	303 円
基本料金 (サービス提供体制強化加算(Ⅰ))※1	61 円	7 円	61 円	7 円
合 計		321 円		310 円

利用内容によって加算される項目(訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	204 円/日
移行支援加算(要介護の方のみ) *指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリを行い、利用者の指定通所介護等への移行を支援した場合は、評価対象期間に(別に厚生労働大臣が定める期間)一定の人数割合を超える利用者を支援した実績がある場合に加算	172 円/日	18 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、退院・退所日または訪問開始日から 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に加算	2,440 円/日	244 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	611 円/回

利用内容によって加算される項目(介護予防訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	204 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	611 円/回
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 ※	-305 円/回	-31 円/回

## 自己負担金2割の場合

	訪問リハビリテーション(要介護) 1回 20 分につき		介護予防訪問リハビリテーション(要支援) 1回 20 分につき	
	利用料金	自己負担金	利用料金	自己負担金
基本料金	3,132 円	627 円	3,030 円	606 円
基本料金 (サービス提供体制強化加算(Ⅰ))※1	61 円	13 円	61 円	13 円
合 計		640 円		619 円

利用内容によって加算される項目(訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	407 円/日
移行支援加算(要介護の方のみ) *指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリを行い、利用者の指定通所介護等への移行を支援した場合は、評価対象期間に(別に厚生労働大臣が定める期間)一定の人数割合を超える利用者を支援した実績がある場合に加算	172 円/日	35 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、退院・退所日または訪問開始日から 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に加算	2,440 円/日	488 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	1,221 円/回

利用内容によって加算される項目(介護予防訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	407 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	1,221 円/回
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 ※	-305 円/回	-61 円/回

## 自己負担金3割の場合

	訪問リハビリテーション(要介護) 1回 20 分につき		介護予防訪問リハビリテーション(要支援) 1回 20 分につき	
	利用料金	自己負担金	利用料金	自己負担金
基本料金	3,132 円	940 円	3,030 円	909 円
基本料金 (サービス提供体制強化加算(Ⅰ))※1	61 円	19 円	61 円	19 円
合 計		959 円		928 円

利用内容によって加算される項目(訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	611 円/日
移行支援加算(要介護の方のみ) *指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリを行い、利用者の指定通所介護等への移行を支援した場合は、評価対象期間に(別に厚生労働大臣が定める期間)一定の人数割合を超える利用者を支援した実績がある場合に加算	172 円/日	52 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、退院・退所日または訪問開始日から 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に加算	2,440 円/日	732 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カファルスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	1,831 円/回

利用内容によって加算される項目(介護予防訪問リハビリテーション)		
項 目	利用料	自己負担金
短期集中リハビリテーション実施加算(3 月以内) *集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算	2,034 円/日	611 円/日
退院時共同指導加算 *病院や診療所を退院する利用者に対し、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カファルスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算	6,102 円/回	1,831 円/回
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 ※	-305 円/回	-92 円/回

※1 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合に算定。

※2 湖南省以外で訪問サービスをご利用になる場合は、実費が必要です。

実施地域を越えた地点から1kmごとに 60 円(片道)

※3 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領サービスが受けられないことがあります。その場合、上記に係る利用料は全額を一旦お支払いいただきます。この場合には「サービス提供証明書」を交付いたしますので、後日「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。